

有料職業紹介事業 返戻金制度について

・返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は事故の責めに帰すべき事由により退職に至った場合には、契約書で定めた規定により手数料の一部を返金することがあります。

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働基準法に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

また、返還の時期・方法は、その都度協議の上決定する。

派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適応しません。

また返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。